仮処分決定

当　事　者　　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成３０年（ヨ）第２７２９号仮処分命令申立事件について，当裁判所は，債権者らの申立てを相当と認め，別紙担保目録記載のとおりの担保を立てさせて，次のとおり決定する。

主　文

別紙主文目録記載のとおり

平成３０年１１月２０日

東京地方裁判所民事第９部

裁判長裁判官　小　川　直　人

裁判官　古　谷　健二郎

裁判官　塚　田　久美子

別紙

主文目録

1．債務者澤田三帆子は債権者世界平和統一家庭連合に対して、別紙添付図１で示した道路上において、同債権者の職員ないし信徒らにつきまとうなどして、同債権者の礼拝、集会、研修、会議、及び警備等の業務を妨害してはならない。

2．債務者秋月俊三は債権者世界平和統一家庭連合に対して、別紙添付図２で示した道路上において、大音量を発声するなどして、同債権者の礼拝、集会、研修、会議、及び警備等の業務を妨害してはならない。

3．債務者澤田地平及び同澤田三帆子は、第１項の場所において、債権者周藤健の身辺につきまとうなどしてはならない。

4．債務者澤田地平及び同澤田三帆子は、債権者田中富広、同小山田秀生、同周藤健、及び同佐野邦雄に対しては、別紙添付図３ないし同７で示した場所及び時間において、その身辺につきまとうなどしてはならない。

以上

別紙添付図１

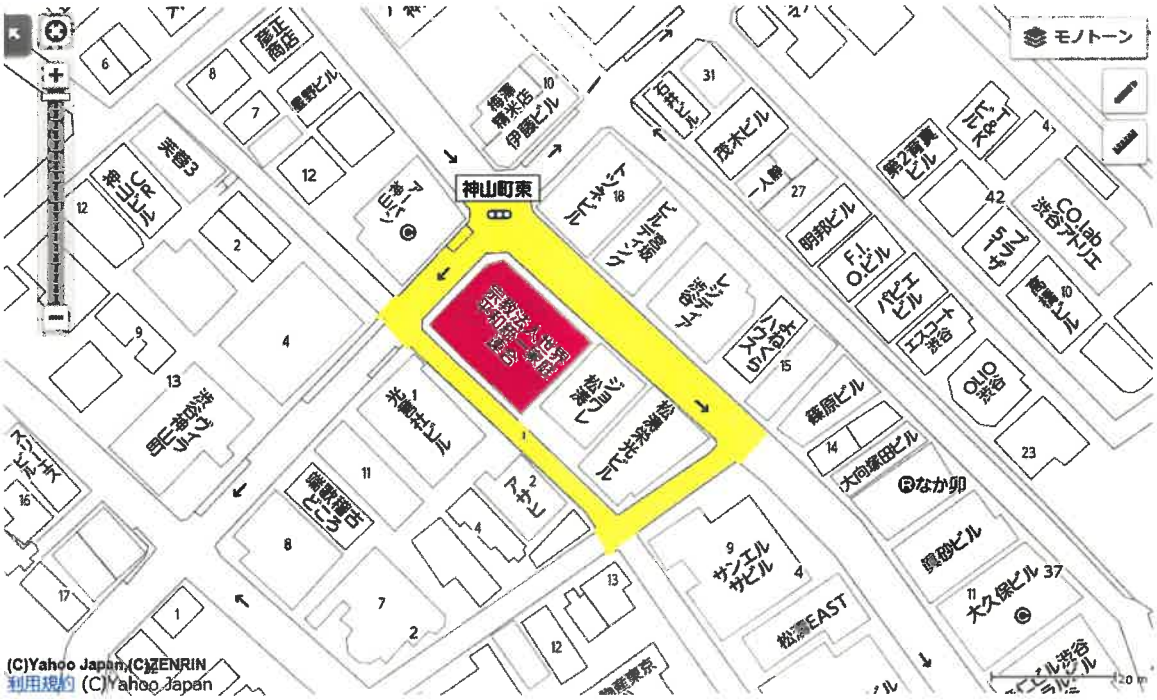

債権者家庭連合本部（東京都渋谷区松濤１－１－２・赤で表示）の周辺の道路（黄色で表示）

別紙添付図２

添付図１に記載された神山町東交差点の東の縁石の角（写真①白矢印の先）をＡ１、同地点から北東方向縁石沿いに５メートルの地点をＡ２、同交差点北の縁石の２点の角のうち東よりの角（写真②白矢印の先）をＢ１、同地点から北東方向縁石沿いに５メートルの地点をＢ２とし、Ａ１、Ａ２、Ｂ２、Ｂ１、Ａ１を順次繋いだ線の範囲内の道路、同交差点北の縁石の２点の角のうち西よりの角（写真③白矢印の先）をＣ１、同地点から北西方向縁石沿いに５メートルの地点をＣ２、同交差点西の縁石の角（写真④白矢印の先）をＤ１、同地点から北西方向縁石沿いに５メートルの地点をＤ２とし、Ｃ１、Ｃ２、Ｄ２、Ｄ１、Ｃ１を順次結んだ繋いだ線の範囲内の道路、Ａ１、Ｂ１、Ｃ１、Ａ１を順次結んだ線の範囲内の道路、及び、Ｂ１、Ｃ１、Ｄ１、Ｂ１を順次結んだ線の範囲内の道路。

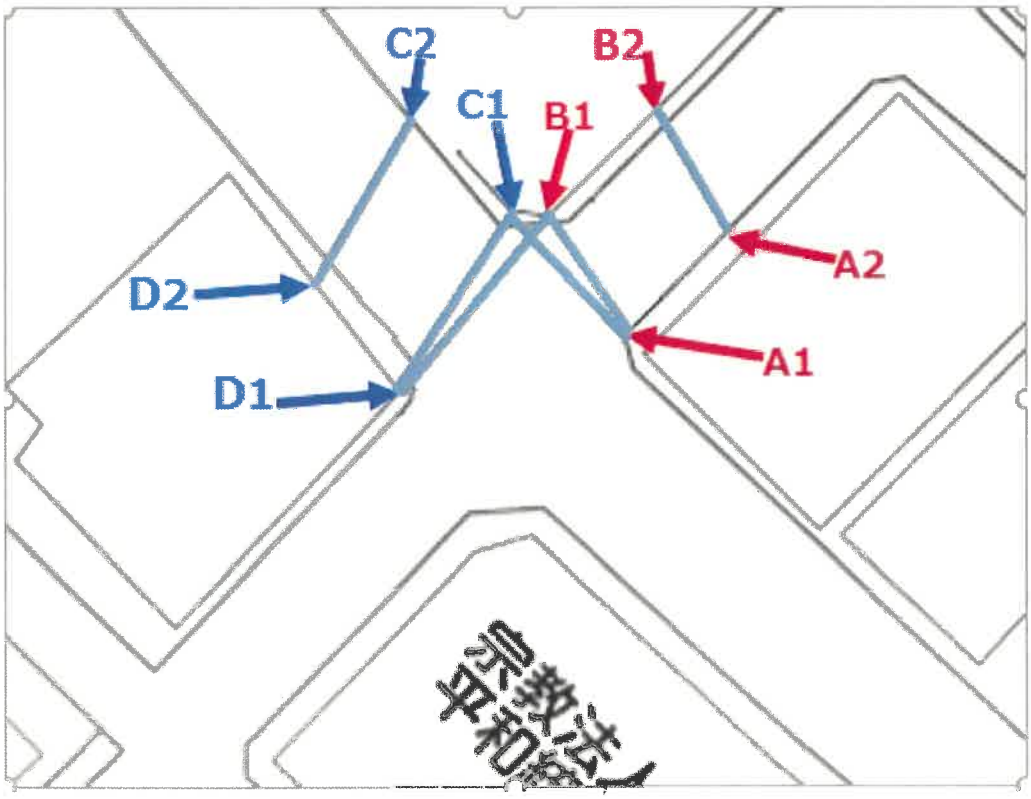

写真①

写真③

写真②

写真④

別紙添付図３

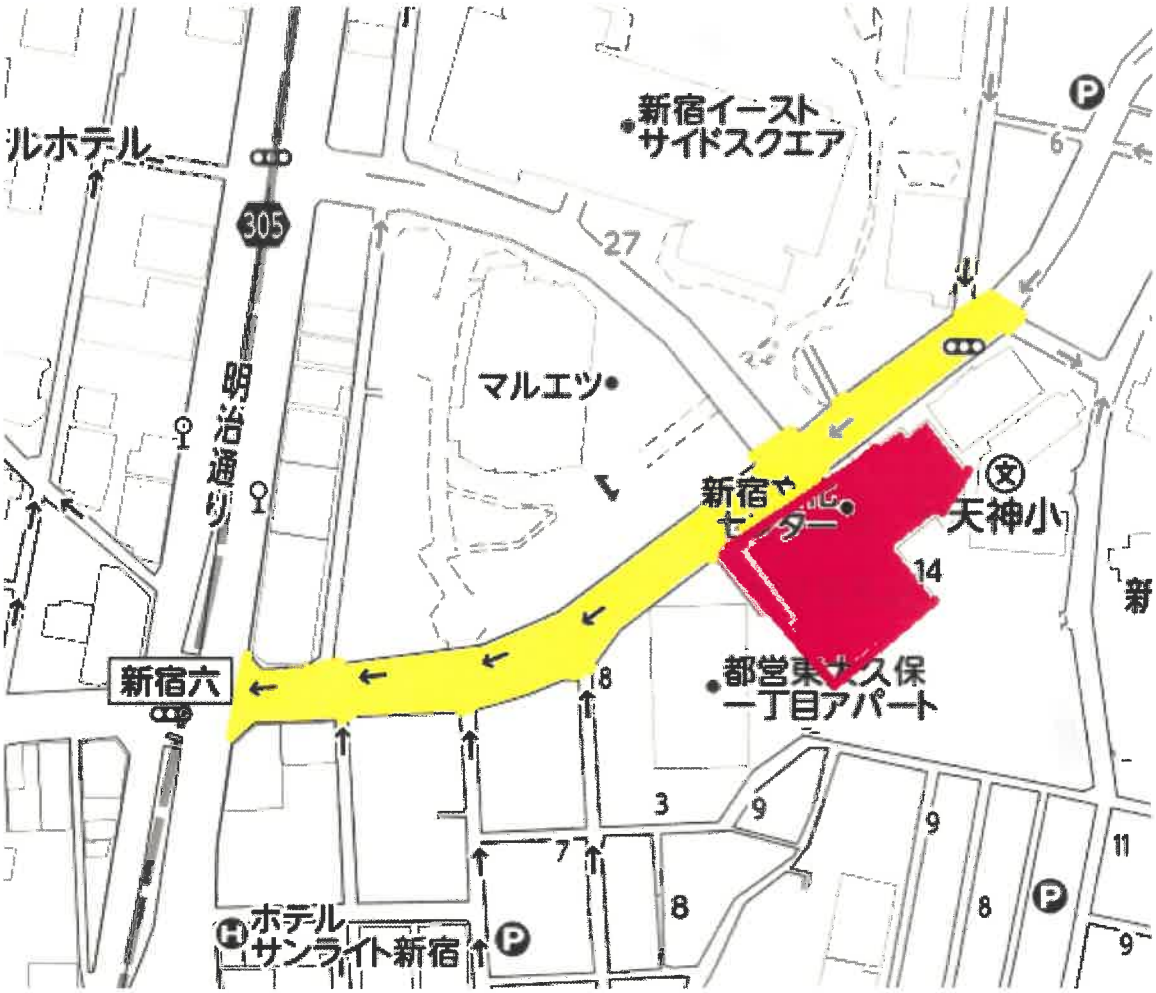

場所　新宿文化センター（東京都新宿区新宿６丁目１４－１）北側道路で西は新宿６丁目の交差点にて交差する明治通りに至るまで、東は天神小学校北の４差路交差点までの間（上記地図上にて黄色で表示）及び同センター敷地内(上記地図上にて赤で表示)

時間　債権者家庭連合が主催、共催、ないし後援する大会、集会ないし会議が開催される際、その開場から閉会に至るまでの間及びその前後２時間

別紙添付図４

場所　株式会社幕張メッセの保有施設である国際展示場、幕張イベントホール及び国際会議場（千葉県幕張市中瀬２丁目）の敷地内（地図①及び同②において赤色表示）、ＪＲ海浜幕張駅からこれら施設に向かうための立体遊歩道（地図①において黄色表示・写真①にて白矢印で指摘）、同立体遊歩道と地上とを結ぶ階段ないしエスカレーター、並びに、ＪＲ海浜幕張駅前ロータリー及び同ロータリーから前記立体遊歩道に至るまでの歩道（地図①において緑色表示）

時間　債権者家庭連合が主催、共催、ないし後援する大会、集会ないし会議が開催される際、その開場から閉会に至るまでの間及びその前後２時間

地図①

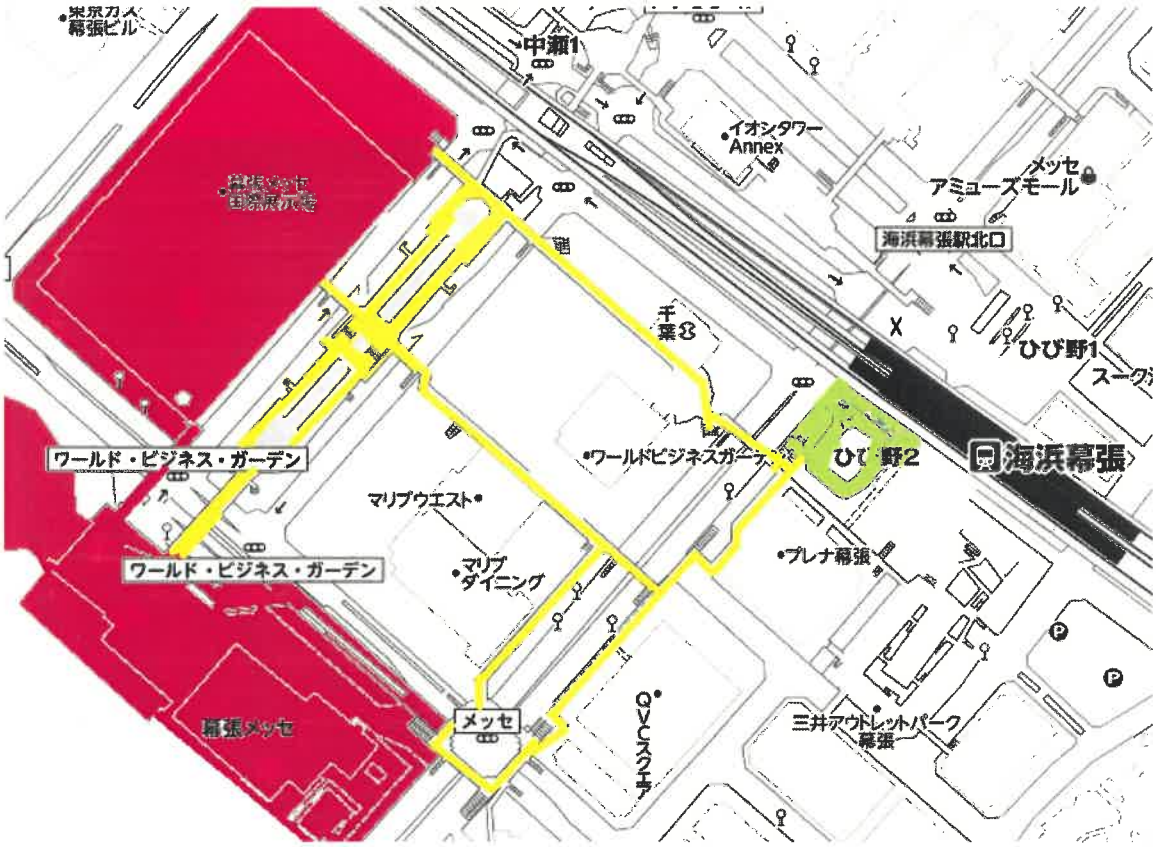

地図②

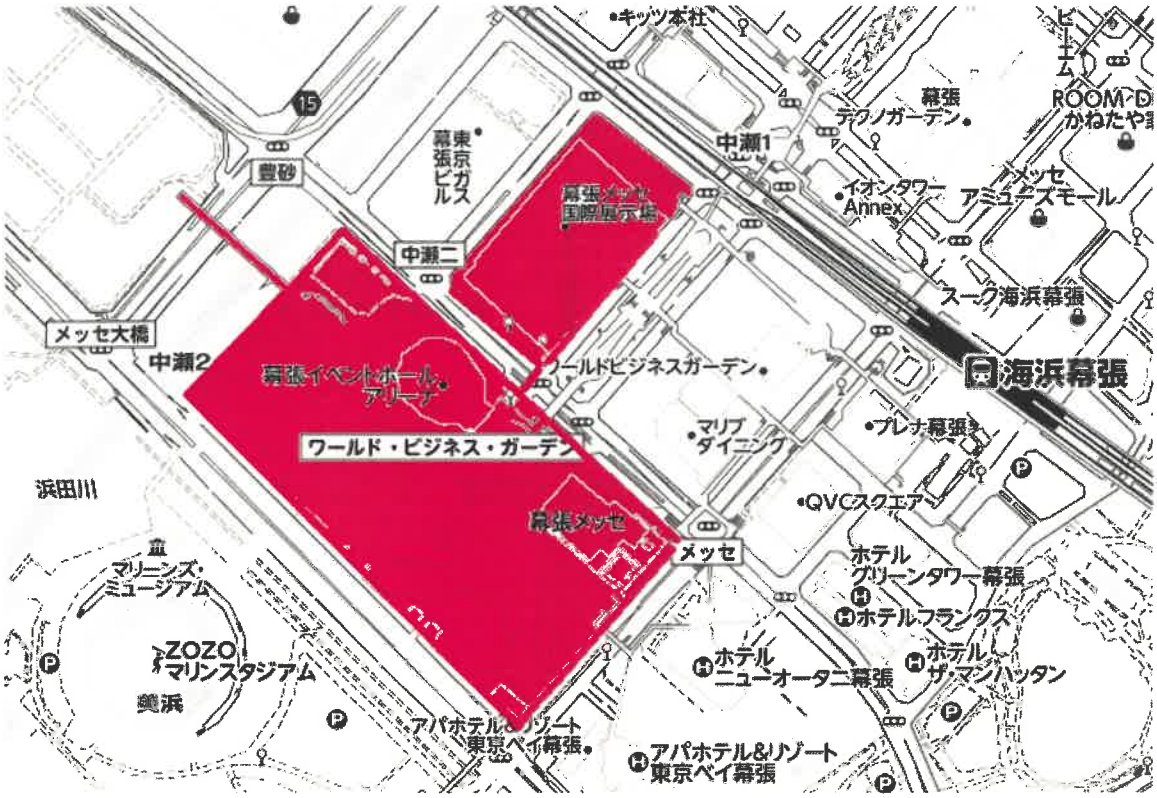
キッツ本社
幕張テクノガーデン
ROOM-D かねたや
東京ビルガス
豊砂
中瀬1
幕張メッセ国際展示場
イオンタワーAnnex
メッセアミューズモール
中瀬二
スーク海浜幕張
メッセ大橋
中瀬2
幕張イベントホールアリーナ
ワールドビジネスガーデン
海浜幕張
マリブダイニング
プレナ幕張
ワールド・ビジネス・ガーデン
浜田川
QVCスクエア
幕張メッセ
メッセ
ホテルグリーンタワー幕張
マリーンズ・ミュージアム
ホテルフランクス
ZOZOマリンスタジアム
ホテルニューオータニ幕張
ホテルザ・マンハッタン
幕浜
アパホテル&リゾート東京ベイ幕張
アパホテル&リゾート東京ベイ幕張

写真①

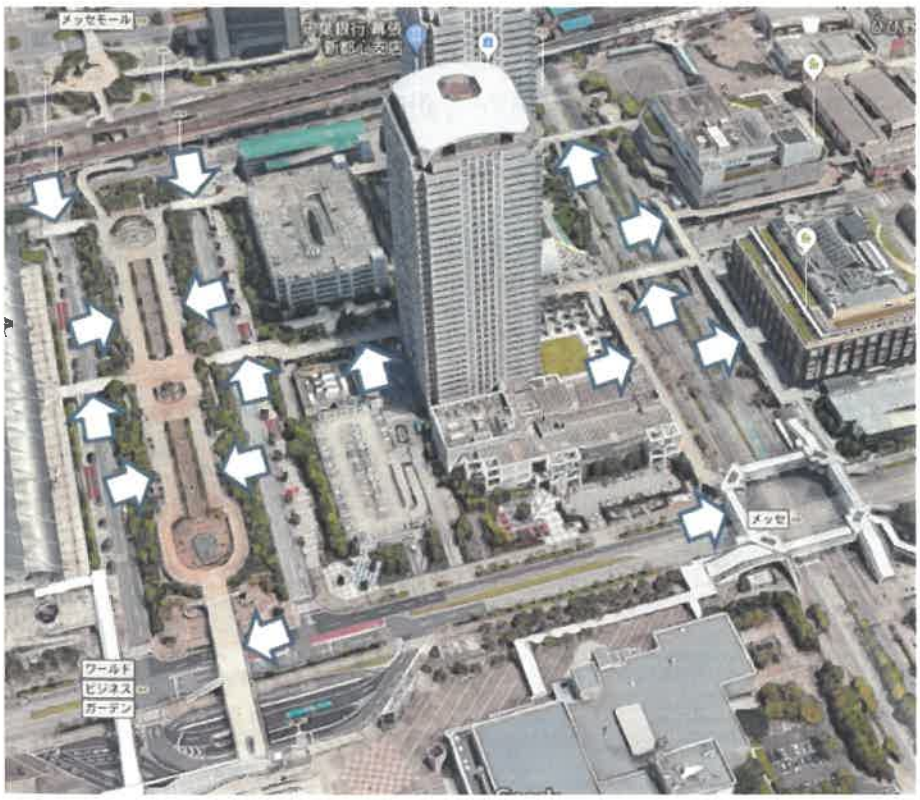
メッセモール
メッセ
ワールドビジネスガーデン

別紙添付図５

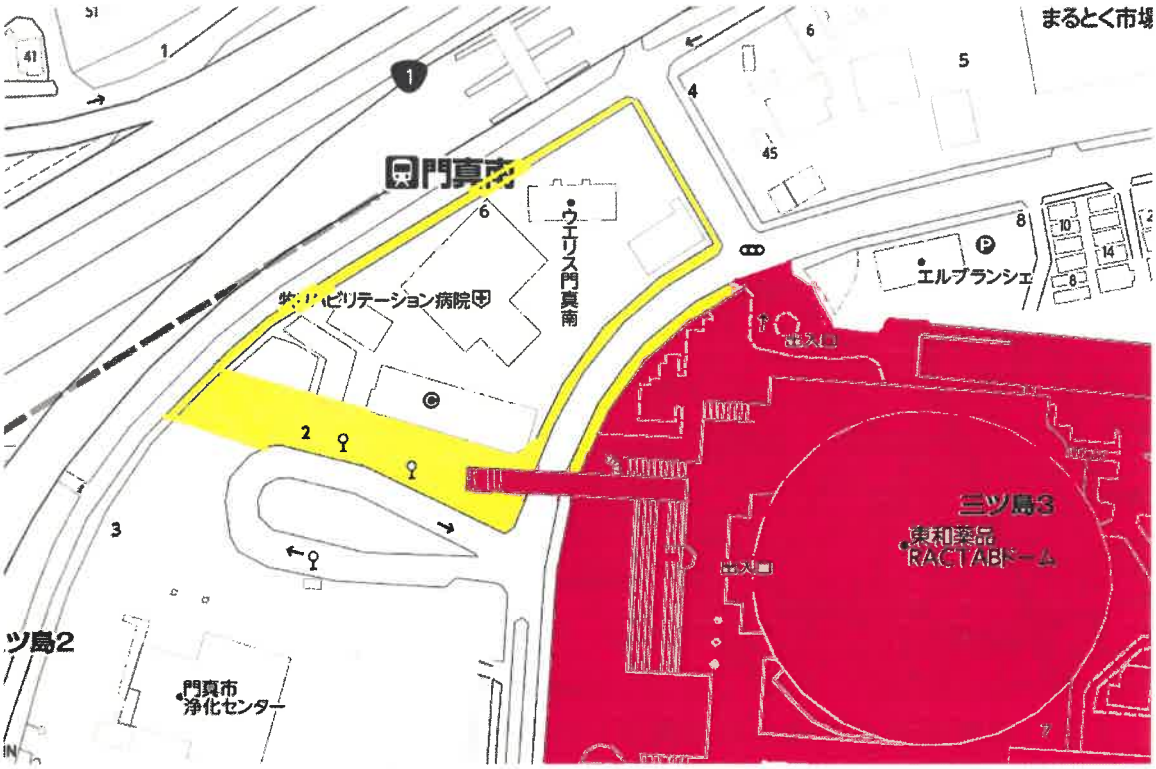

場所　なみはやドーム（大阪府門真市三ツ島３丁目７－１６）周辺道路（上記地図上にて黄色表示）及び会場敷地内（上記地図上にて赤色表示）

時間　債権者家庭連合が主催、共催、ないし後援する大会、集会ないし会議が開催される際、その開場から閉会に至るまでの間及びその前後２時間

別紙添付図６

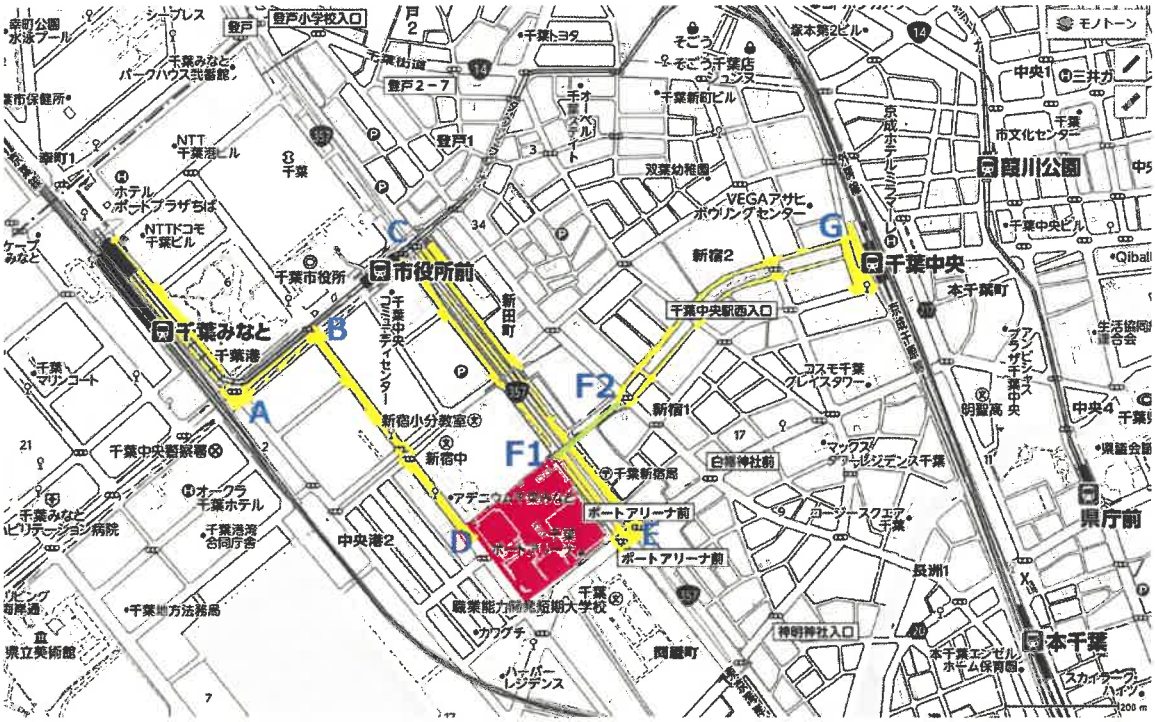

場所　ＪＲ京葉線千葉みなと駅東南の「千葉みなと駅入り口交差点」をＡ、Ａの北東にある「みなと交差点」をＢ、ＡＢを結ぶ道路が国道３５７号線と交差する交差点をＣ、千葉ポートアリーナ（千葉県千葉市中央区問屋町１－２０）の敷地（上記地図にて赤色表示）西側の入口をＤ、ポートアリーナ交差点をＥ、ポートアリーナ敷地北にある歩道橋入口をＦ１、他方の入口をＦ２、Ｆ２から北東に向かう道とＪＲ外房線千葉中央駅西口前から北に延びる道とが交わるＴ字路をＧとして、ＪＲ千葉みなと駅からＡまでの道路、Ａ・Ｂ間道路、Ｂ・Ｄ間道路、千葉都市モノレール市役所前駅からＣまでの道路、Ｃ・Ｅ間道路、Ｆ２・Ｇ間道路、ＧからからＪＲ外房線千葉中央駅までの道路（上記地図にて黄色表示）、Ｆ１・Ｆ２間の歩道橋上（上記地図にて緑色表示）、及び、千葉ポートアリーナの敷地内（上記地図にて赤色表示）

時間　債権者家庭連合が主催、共催ないし後援する大会、集会ないし会議が開催される際、その開場から閉会に至るまでの間及びその前後２時間

別紙添付図７

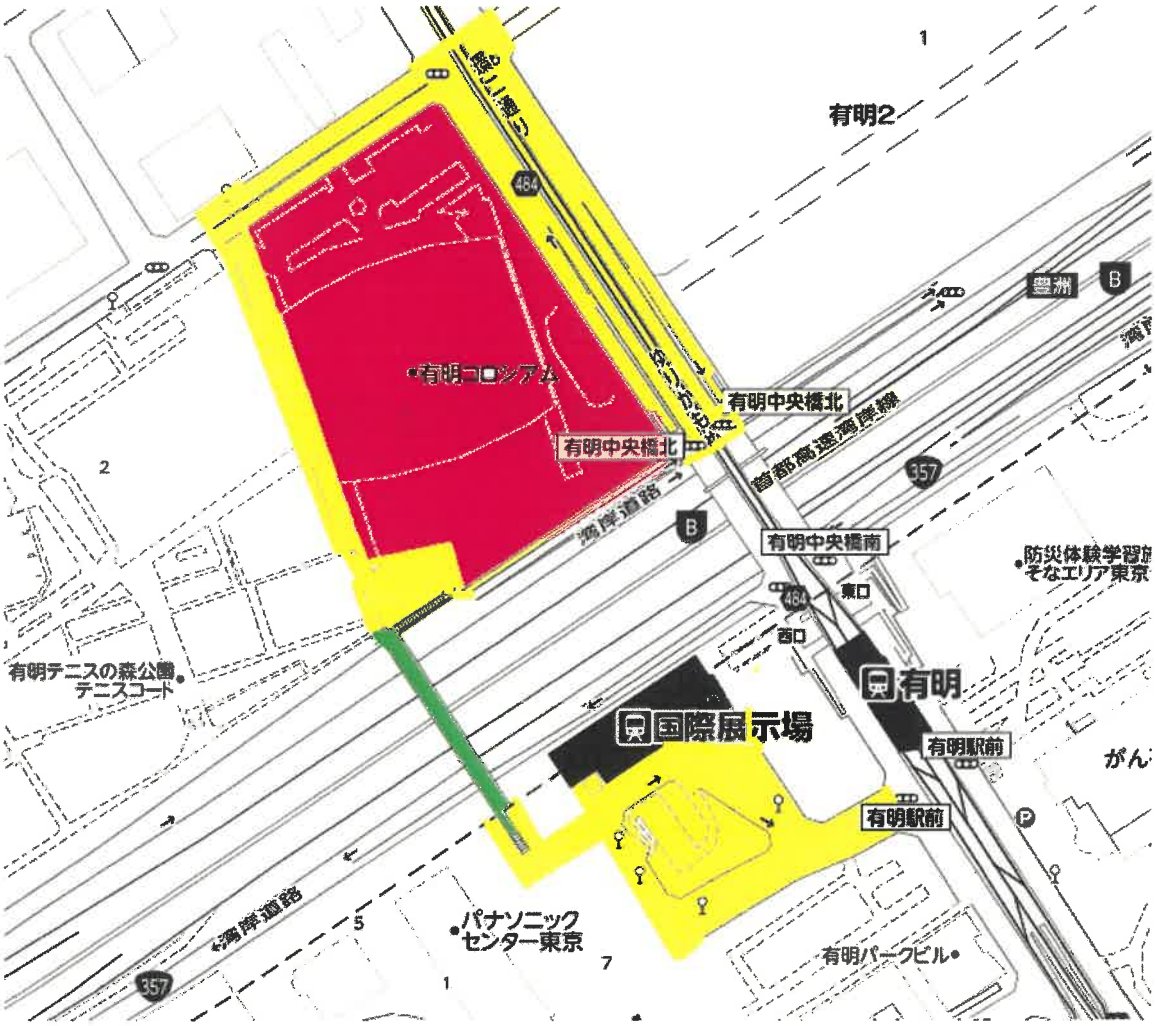

場所　有明コロシアム敷地（東京都江東区有明２丁目）内（上記地図にて赤色表示）、その周囲道路（遊歩道を含む）及びＪＲ国際展示場駅前ロータリー（上記地図上にて黄色表示）、並びに、同ロータリー側と有明コロシアムとの間にかかる陸橋（上記地図にて緑色表示）

時間　債権者家庭連合が主催、共催、ないし後援する大会、集会ないし会議が開催される際、その開場から閉会に至るまでの間及びその前後２時間

これは正本である。

平成３０年１１月２０日

東京地方裁判所民事第９部

裁判所書記官　　森　谷　五　月